社会福祉法人
名張厚生協会
Nabari Koseikyokai

幼保連携型認定こども園

名張きぼうのこども園

名張 きぼうのこども園

理念と基本目標

いのち輝くこども園

- ✧ 子どもの笑顔と個性が輝く楽しいこども園
- ✧ 友達を思いやり仲良く育つこども園
- ✧ 保護者との絆を深め信頼されるこども園
- ✧ まちを愛し地域の子育てを応援するこども園
- ✧ いきいきと人が輝きともに創るこども園

教育・保育目標

心豊かなたくましい子ども

～地域交流を深め、多様な関係を築く中で～

教育・保育内容

- ✧ 健やかで生き生きとした子ども
- ✧ 仲間を思いやり仲良く共に育つ子ども
- ✧ 豊かな感性を持ち自分の考えを伝えられる子ども
- ✧ 自分を信じて粘り強く挑戦する子ども
- ✧ 豊かな自然や文化にふれあい命の尊さを感じる子ども

きぼうのこども園の特色

わくわく嬉しい♪うきうき楽しい♪

- ✧ 畑や水場のある自然豊かな園庭
- ✧ 伝統的文化、音楽や演劇など本物の文化に触れる
- ✧ 床暖房でハイハイ
- ✧ 英語や外国の文化に親しむ

パパにもママにも　ちょっと嬉しい気配り♪

- ✧ 保育の見える化＝ICT 化
- ✧ 午睡用布団・エプロン・おしぼりの貸し出しで持ち帰りなし
- ✧ 使用済みオムツの園内処理・オムツのサブスクリプション

「きぼうパック（有料）」利用で送迎時の荷物の持ち運びをゼロに！

元気においしく「いただきます」

- ✧ 調理の様子を見られるランチルーム
- ✧ 主食は「名張のコシヒカリ」
- ✧ 完全給食（米飯とおかず）
- ✧ 毎日手作りおやつ
- ✧ 強化磁器食器を使用

地域の子育て支援

子育て支援ルーム「クローバー」

未就園児とそのご家族、プレパパやプレママが集える子育て支援ルームを完備。子育てに関する相談や子育て情報の提供などを行います。

名張きぼうのこども園 HP

@NABARI.KIBOUNO_KODOMOEN
インスタグラム

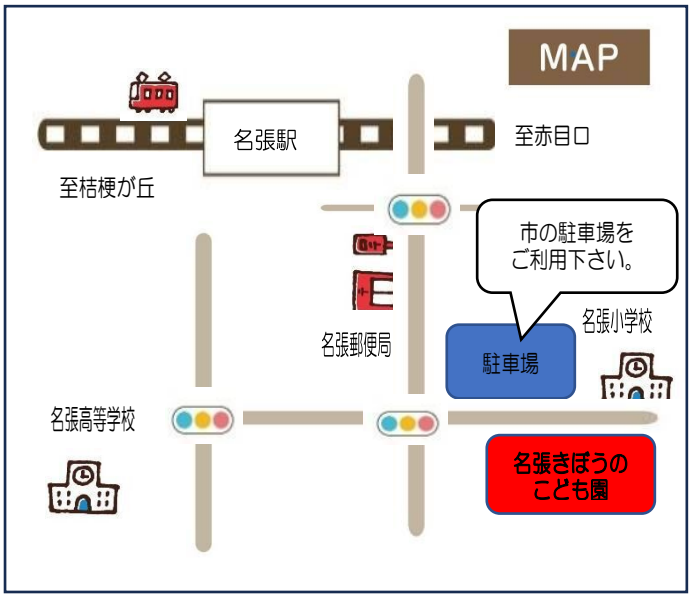

社会福祉法人名張厚生協会 名張きぼうのこども園
住所：〒518-0718　三重県名張市丸之内 55-5
電話：0595-63-3280　FAX：0595-63-3352
HP：https://www.nabari-kodomoen.jp
名張きぼうのこども園　検索

概要

【職員数（予定）】

園長１名　副園長１名　主幹保育教諭２名　保育教諭 20 名
保育補助７名　調理員３名　看護師１名　事務員１名　管理栄養士１名

【定員】

１号認定	15 名
２号認定	40 名
３号認定	30 名
計	85 名

【教育・保育を提供する日と休業日】

利用区分	利用日	休業日	
１号認定	月曜日～金曜日	日曜日・祝日 年末年始 （12/29～1/3）	土曜日（預かり保育あり） 夏季休業（8/11～8/17） 学年末年始休業（3/27～4/4）
２号認定 ３号認定	月曜日～土曜日		

【教育・保育の提供時間】

◆　１号認定		
8：00～9：00	9：00～16：30	16：30～17：30
預かり保育 （1 日 450 円）	教育標準時間	預かり保育 （1 日 450 円）
※土曜日預かり保育利用の場合： 預かり保育料 1 日 450 円＋給食費 300 円が必要		

＊1 号認定・・預かり保育をします。（有料・事前申請必要）
＊2・3 号認定・・時間外保育及び延長保育を利用される場合は、名張市の定めるスポット料金が必要です。

◆　２号・３号認定（保育短時間）			
7：15～8：30	8：30～16：30	16：30～18：15 （土曜日は 18：00 まで）	18：15～19：15
時間外保育（有料）	保育短時間	時間外保育（有料）	延長保育（有料）

◆　２号・３号認定（保育標準時間）	
7：15～18：15（土曜日は 18：00 まで）	18：15～19：15
保育標準時間	延長保育（有料）

【保育料以外の利用者負担金について】

項目	１号認定	２号認定	３号認定
施設維持管理費	1,000 円/月	1,000 円/月	1,000 円/月
教材費	700 円/月	700 円/月	500 円/月
教育保育充実費	800 円/月	800 円/月	800 円/月
給食費	6,000 円/月 主食 1,500 円 副食 4,500 円	6,000 円/月 主食 1,500 円 副食 4,500 円	
保護者会費	450 円/月	450 円/月	450 円/月
行事費	実際に要した費用（実費）		
新学期用品代	実際に要した費用（実費）		
きぼうパック料金			約 3,000 円/月 クラスにより変動します。

＊給食費は、主食・副食共に提供する「完全給食」です。
＊3 号認定には保育料に給食費が含まれています。
＊当園において提供される便宜に要する費用のうち、当園の利用において必要とされるものにかかる費用である場合は必要に応じて実費徴収とする場合があります。

※利用者負担金・きぼうパック料金等については、変動する場合があります。

緊急時の対応

保育の提供時に園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は保護者の指定する園児のかかりつけ医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

非常災害対策

非常災害に備え、消防計画を作成し、防火管理者を定めるとともに、避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回以上実施します。

虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めます。